

むつ市宿泊キャンペーン 説明書

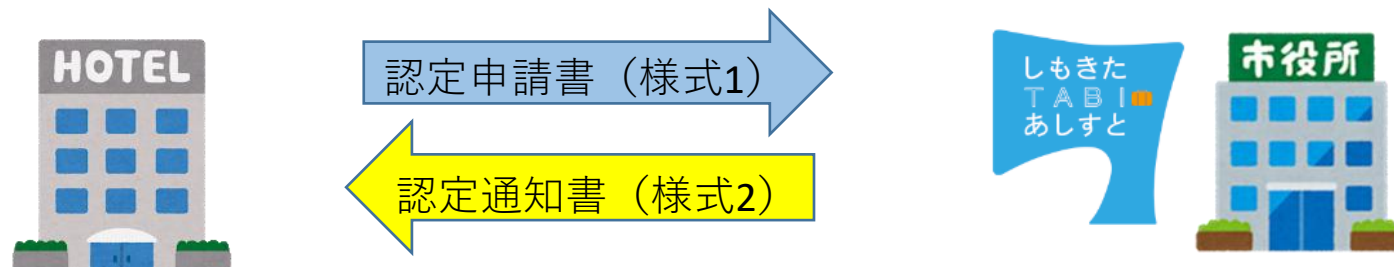
むつ市経済部観光戦略課
一般社団法人しもきたTABIあしすと

【むつ市宿泊キャンペーン全体】

- ✓ CP 期間：令和2年10月10日から令和3年3月30日まで
泊数5000泊分（10月5日から予約販売開始）
販売期間
 - 第1期 令和2年10月5日から11月30日まで販売 4,000泊分
 - 第2期 令和2年12月1日から令和3年3月30日まで
1,000泊分+第1期の残泊数
- ✓ 施設認定：随時（5000泊分の配分が終了するまで）
- ✓ 割当泊数：10室以上：50～100泊 10室未満：20～50泊
- ✓ 助成額：宿泊費助成最大5,500円 + 商品券2,000円分
- ✓ 対象者：青森県民
- ✓ 広報：HP（市、事業者、しもきたTABIあしすと）
TVラジオCM、新聞広告

【むつ市宿泊キャンペーンの手順など】

①まず、対象施設認定申請をします。



対象施設に認定されるためには条件がありますので別表1を参照して下さい。

添付が必要な書類は

- ・ 営業許可証の写し
- ・ 客室数が確認できる書類
- ・ 対象宿泊プランの内容が確認できる書類

- ※1 5,000泊分の配分が終了するまで、申請は随時受け付けます。
- ※2 客室数10室以上50～100泊、10室未満20～50泊を配分します。
- ※3 認定後プランを変更する場合は変更申請書(様式3)が必要になります。



【むつ市宿泊キャンペーンの手順など】

②施設認定通知書を受け取ったら販売を開始します。

キャンペーン期間は3月30日まで！
予約は10月5日（新聞広告）から！
宿泊は10月10日（TVCM）から！



直接申込



- ・対象は青森県民。
- ・1人泊5,500円又は宿泊料金のいずれか低い額を割引いて販売。連泊不可。
- ・1回の利用につき2,000円分のむつ市共通商品券配付。

※1 今回配分した泊数を11月30日までに販売して下さい。

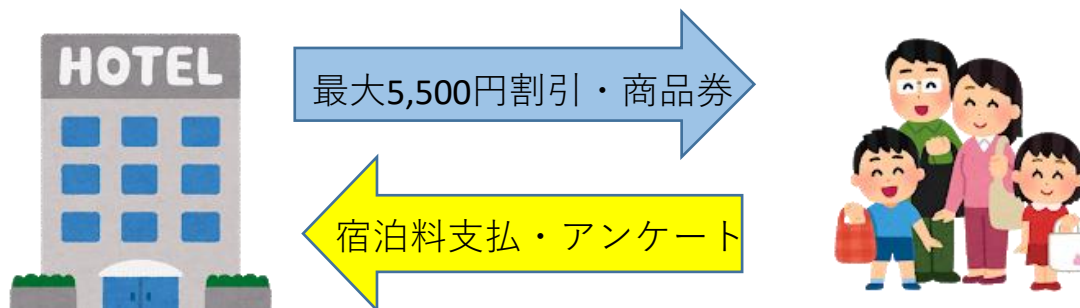
※2 独自広告の際は割引額及びむつ市宿泊キャンペーン事業のプランであることを明記して下さい。

※3 国等が実施する他の宿泊キャンペーンとの併用はできません。



【むつ市宿泊キャンペーンの手順など】

③お客様が宿泊します。



- ※1 商品券はむつ商工会議所から事前に購入しておいてください。返品は可能です。但し、棄損したものは返品できません。また、商品券は宿泊料金の支払いには使用できません。
- ※2 お客様の居住地を確認してください。そのためにお客様から提示を受ける書類は別表2の通りです。また、未成年者を含む家族で1室を利用する場合は、代表者の居住地を確認したことをもって当該未成年者についても居住地確認を行ったとみなします。
- ※3 お客様にアンケートの記入をお願いして下さい。



【むつ市宿泊キャンペーンの申請手順など】

④当月分を翌月10日までにまとめて交付申請書兼実績報告書を提出します。



交付申請書兼実績報告書（様式4）

交付決定兼確定通知書（様式5）



添付が必要な書類は

- ・ 宿泊者名簿
- ・ アンケート用紙
- ・ 商品券の購入費を証する書類（商工会議所の領収書の写し）

※1 1週間の販売状況を翌週月曜日にファックス、メールにて連絡していただきます。

※2 最終月は3月31日までに提出して下さい。



⑤交付決定兼確定通知書を受け取ったら補助金請求書を提出します。



補助金請求書（様式6）

補助金支払い



【むつ市宿泊キャンペーン対象施設の条件】

別表1

むつ市旅館組合会員、むつ市民宿組合会員であること。
市から法人市民税又は固定資産税が課税されていること。
市税の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予制度を利用している場合は、この限りでない。
旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項から第4項の営業許可など、当該施設を運営するうえで、必要な許可を得ていること。
「青森県暴力団排除条例」（平成23年3月18日青森県条例第9号）を遵守していること。
「むつ市感染症対策あんしん飲食店等認定制度」の認定を受けている施設であること。
「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）の第2条第6項第4号に規定される施設ではないこと。
その他公序良俗に反しない施設であること。
市長が必要と認める事業者・施設。

【むつ市宿泊キャンペーンで利用者から提示を受ける居住地进行を証明する書類】 別表2

運転免許証
個人番号カード又は通知カード
パスポート
在留カード
健康保険証（ただし、住所の記入があるものに限る。）
住民票の写し
学生証
消印が押印された郵便物等、氏名及び住所が確認できる書類
その他公的機関から発行された証明書等



この事業に関する問い合わせは
一般社団法人しもきたTABIあしすと

☎ 0175-31-1270

FAX 0175-23-7960

Email shimokita@kasamai-shimokita.or.jp